

（表面）

産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

年 月 日

香川県知事 殿



協議者 住所 東京都中央区八重洲2-2-1 東京ミッドタウン八重洲
八重洲セントラルタワー
会社名 三井化学 ICT マテリア株式会社
氏名 産業用フィルム・シート事業部長 田辺 信之
電話番号 03-6880-7640

循環事業者が行う県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第1項の規定により協議します。

循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	株式会社富士クリーン 代表取締役 馬場 太一郎
	住所又は所在地	香川県綾歌郡綾川町山田下2994番地1
	事業場の所在地	香川県綾歌郡綾川町西分字山ノ上乙748番24外 香川県綾歌郡綾川町西分字山ノ上乙754番1
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定による循環事業者の協議の有無		有・無
県内に搬入しようとする産業廃棄物	一般的な名称	包装用廃フィルム・廃包装資材
	種類	廃プラスチック類
	性状	固形状
	1年当たりの最大搬入量	10t/年
	排出事業場	名称
所在地		徳島県徳島市応神町吉成字只津37
当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要		四国トーゼロ㈱に製品保管及び品質管理業務を委託後、その過程にて不適合となった廃フィルム及び廃包装資材。
当該産業廃棄物を運搬する者	氏名又は名称及び代表者の氏名	株式会社 富士クリーン 代表取締役 馬場 太一郎
	住所又は所在地	香川県綾歌郡綾川町山田下2994番地1

(裏面)

県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	四国トーゼロ株式会社(徳島県徳島市応神町吉成字只津37)を出発 県道12号を西に進み、国道193号を北上する。 377号線を西に進み、県道17号線に入る。 府中造田線沿いにある(株)富士クリーン中間処理施設へ搬入。
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	排出事業場より排出された廃プラスチック類を収集運搬事業者の車輛により県内の循環事業者の事業場に搬入する。運搬に当たっては飛散等ないように荷台にシートにて覆うなどの措置を講じるとともに、道路交通法を遵守する。
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	三井化学 ICT マテリア株式会社 谷和寛 090-7342-4198
	搬入開始予定年月日	協議結果通知書の交付日以降
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合		
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域	無	
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由		
参 考 事 項		

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

徳島県徳島市応神町吉成只津37



県道29号 から 藍住町 鍵場傍示 の 徳島自動車道 に入る



美馬市 下突出 の 国道438号 まで 徳島自動車道 を進み、美馬
IC で 徳島自動車道 を出る



国道438号 を進み、綾川町 西分 の 県道17号 まで行く



(株)富士クリーン 中間処理施設

香川県綾歌郡綾川町西分字山ノ上乙745番1

香川県綾歌郡綾川町西分字山ノ上乙748番24

(表面)

産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

年 月 日

香川県知事



殿

協議者 住所 兵庫県神戸市中央区東川崎町3丁目1番1号
 氏名 川崎重工業株式会社
 代表取締役社長執行役員 橋本 康彦
 電話番号 078-682-5036

循環事業者が行う県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいため、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第1項の規定により協議します。

循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	株式会社 富士クリーン 代表取締役 馬場 太郎	
	住所又は所在地	香川県綾歌郡綾川町山田下 2994 番地 1	
	事業場の所在地	香川県綾歌郡綾川町西分字山ノ上乙 754 番 1 香川県綾歌郡綾川町西分字山ノ上乙 748 番 24	
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定による循環事業者の協議の有無		有 ・ <input type="checkbox"/> 無	
県内に搬入しようとする産業廃棄物	一般的な名称	廃プラスチック類 木くず	
	種類	廃プラスチック類 木くず	
	性状	固形状	
	1年当たりの最大搬入量	廃プラスチック類 40 t / 年 木くず 8 t / 年	
	排出事業場	名称	川崎重工業株式会社 各プラント建設・メンテナンス補修工事現場
所在地		徳島県内の各プラント建設・メンテナンス補修工事現場	
当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要		ボイラ設備等のプラント建設・保全・メンテナンス・修繕で発生する機材部品等の不要包装用資材 (廃プラスチック類) 廃パレット (木くず)	
当該産業廃棄物を搬入する者	氏名又は名称及び代表者の氏名	株式会社富士クリーン 代表取締役 馬場 太郎	
	住所又は所在地	香川県綾歌郡綾川町山田下 2994 番地 1	

(裏面)

県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	別添資料①
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ <input type="checkbox"/> 無
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	密閉車輛及びシート掛けによる運送のため、飛散は一切ありません
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	徳永 貴紀 080-9678-4658
	搬入開始予定年月日	年 月 日
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合		
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域		
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由		
参 考 事 項		

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

一例

川崎重工業株式会社 鳴門塩業作業現場の場合

徳島県鳴門市撫養町黒崎字松島53



北西に県道42号を進む



国道11号から引田IC 高松自動車道に入り西進する



府中湖スマート出口から府中湖大橋を渡り県道17号線へ



県道17号線三差路を南へ約13km道なりに走行し北側に



(株)富士クリーン 中間処理施設

香川県綾歌郡綾川町西分字山ノ上乙745番1

香川県綾歌郡綾川町西分字山ノ上乙748番24